

教保体第245-2号
令和5年4月28日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「感染症及び食中毒の発生報告」の一部改正について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症及び食中毒の発生の際には、令和4年3月1日付け教保体第1708-1号『「感染症及び食中毒の発生報告」の全部改正について』（令和4年10月13日一部改正）（以下、「発生報告通知」という。）に基づき実施していただいているところで

す。今般、令和5年4月28日付け教保体第242号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」により、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が学校保健安全法施行規則上の第二種の感染症に追加されることなどを踏まえ、「発生報告通知」及び報告様式の一部を別紙及び別添のとおり改正しましたので通知します。

あわせて、県保健体育課へのメールによる報告窓口は、5月8日以降、下記とさせていただきますので、御確認ください。

つきましては、今後はこれにより、適切かつ迅速に対応いただきますようお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、出席停止や臨時休業の報告に係る保健所への報告について十分留意いただくようお願いいたします。

記

○県保健体育課（感染症発生時及び臨時休業に関する速報等）

a6960-13@pref.saitama.lg.jp

担当：健康教育・学校安全担当 脇田・峰岸
電話：048-830-6963
E-mail：a6960-13@pref.saitama.lg.jp

報告方法及び報告様式

1 学校（幼稚園）の報告

(1) 第一種感染症の発生

ア 発生（発見）時報告

電話で一報を行うとともに、「様式1」及び「様式3-①・第一種感染症」により把握可能な範囲の内容を所管の教育委員会にメール等で速報^{*1)}し、その後、速やかに文書番号を付した文書で報告すること。なお、「様式3-①・第一種感染症」は、発生（発見）日を含め過去3日（保健所から指示があった場合はその日数）分を添付すること。

※1) メールやファックス等による指定様式（文書番号を付す必要はない）での速報。ただし、様式を作成するいとまがない場合は電話による一報で差し支えないこと。以下同じ。

イ 経過報告

「様式3-②・第一種感染症」によりメール等で所管の教育委員会に速報すること。（文書番号を付した文書による報告は省略可）

ウ 終結報告

「様式4-①・第一種感染症」及び「様式4-②・第一種感染症、食中毒共通」に「様式3-①・第一種感染症」及び「様式3-②・第一種感染症」を添付し、速やかに文書番号を付した文書で所管の教育委員会に報告すること。

エ 定期報告

「様式5」により1か月分をまとめて翌月10日までに所管の教育委員会に報告すること。県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所へ報告すること。（県立学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に出席停止の入力を行うこととし、当該入力をもって「様式5」による県保健体育課及び保健所へのメール等による報告は不要とする。）

(2) 第二種感染症又は第三種感染症の発生

ア 定期報告

「様式5」により1か月分をまとめて翌月10日までに報告すること。所管の教育委員会に報告すること。県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所へ報告すること。（県立学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に出席停止の入力を行うこととし、当該入力をもって「様式5」による県保健体育課及び保健所へのメール等による報告は不要とする。）

イ 「結核」及び「麻しん」についての速報

結核又は麻しん患者が発生したときは、電話で一報を入れるとともに、結核においては「様式7」、麻しんにおいては「資料4-1」によりメール等で速報すること。定期報告については、上記アに同じであること。

ウ 「インフルエンザ様疾患」及び「発熱、咳、咽頭痛等の普段と異なる症状のある者のうち医師等により登校を控えるように指示を受けた者」等の取扱い

学校における感染症の発生状況を踏まえ、感染が疑われる感染症による出席停止として取扱い、定期報告の「様式5」に計上すること。

(例)・学校内でインフルエンザが発生している状況下において、発熱し、「インフルエンザの疑い」として医師から登校を控えるよう指示を受けた者については、「インフルエンザ」に計上する。

・学校内で新型コロナウイルス感染症が発生している状況下において、発熱や咳等により「新型コロナウイルス感染症の疑い」として医師から登校を控えるよう指示を受けた者については、「新型コロナウイルス感染症」に計上する。

(3) 臨時休業の実施

ア 感染症に係る臨時休業

臨時休業実施前日までに所管の教育委員会に「様式8」によりメール等で速報し、その後速やかに文書番号を付した文書で報告すること。

県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所に報告すること。

なお、新型コロナウイルス感染症及び感染性胃腸炎に係る臨時休業については、文書番号を付した文書による報告は省略可とする。

イ 臨時休業の区分の取扱い

「様式8」について、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

(県立学校は「学校等欠席者・感染症情報システム」に臨時休業の入力を行うこととし、当該入力をもって「様式8」による県保健体育課へのメール等による報告は不要とする。)

(4) 食中毒の発生

ア 発生(発見)時報告

「様式2」及び「様式3-①・食中毒」により把握可能な範囲の内容を、所管の教育委員会にメール等で速報し、その後、速やかに文書番号を付した文書で報告すること。なお、「様式3-①・食中毒」は、発生(発見)日を含め過去3日(保健所から指示があった場合はその日数)分を添付すること。

県立学校においては、県保健体育課及び所管の保健所に報告すること。

イ 経過報告

「様式3-②・食中毒」によりメール等で速報すること(文書番号を付した文書による報告は省略可)。

ウ 終結報告

「様式4-①・食中毒」及び「様式4-②・第一種感染症・食中毒共通」に「様式3-①・食中毒」及び「様式3-②・食中毒」を添付して、速やかに文書番号を付した文書で報告すること。

2 市町村教育委員会の報告

(1) 第一種感染症の発生

ア 発生(発見)時・経過・終結報告

学校から速報があった場合は、速やかに電話等で教育事務所及び保健所に速報すること。また、学校から送付された「様式1」及び「様式3-①・第一種感染症」についても、速やかにメール等で送付すること。

イ 定期報告

学校からの「様式5」による報告を「様式6」に集計し、その月の20日までに教育事務所及び保健所に提出すること。なお、学校からの定期報告書(様式5)は、市町村教育委員会で保管すること。(「様式6」は該当がない場合もその旨報告。以下同じ。)

(2) 第二種感染症又は第三種感染症の発生

ア 定期報告

学校からの「様式5」による報告を「様式6」に集計(第一種感染症を含む)し、その月の20日までに教育事務所及び保健所に提出すること。

また、学校からの定期報告書(様式5)は、市町村教育委員会で保管すること。

イ 「結核」及び「麻しん」についての速報

結核においては「様式7」を教育事務所及び保健所、麻しんにおいては「資料4-1」を県保健体育課及び教育事務所、保健所にメール等で速報すること。

(3) 臨時休業の実施

ア 感染症に係る臨時休業

学校からの「様式8」による速報をメール等で教育事務所及び保健所に速報し、その後、速やかに文書番号を付した文書を提出すること。

ただし、新型コロナウイルス感染症及び感染性胃腸炎に係る臨時休業については、メール等で県保健体育課、教育事務所及び保健所に速報すること（文書番号を付した文書による報告は省略可）。

イ インフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む）に係る臨時休業

学校からの「様式8」による速報に基づき「様式9」に記入し、臨時休業実施前日までにメール等で、県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接速報すること。なお、シーズン中、初めて学級閉鎖等を行う学校については、学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖のそれぞれの区分ごとに、「シーズン」の欄に「新」と記入すること。

ウ 臨時休業の区分の取扱い

「様式9」について、当初臨時休業を決定した時点での学級閉鎖、学年閉鎖又は学校閉鎖の区分で報告すること。

(4) 食中毒の発生

学校からの速報及び文書番号付き文書報告については、教育事務所及び保健所にメール等で速やかに行うこと。

3 教育事務所

(1) 管内市町村教育委員会の速報については、速やかに県保健体育課に送付すること。

(2) 管内市町村教育委員会の定期報告については、当該月末までに県保健体育課に送付すること。

(3) 「様式9」については、市町村教育委員会から県保健体育課、教育事務所及び保健所に直接メール等で速報することとしているので、教育事務所から県保健体育課への報告の必要はない。

4 施行期日

令和5年5月8日以降の感染症又は食中毒患者の報告から適用する。

5 その他

報告事務を行うに当たっては、別添1の「報告区分・方法・様式一覧表」及び「学校において予防すべき感染症一覧」を参照のこと。